

産廃担当者

として欠かせない知識と実務への活用を
網羅した必携の一冊!



産業廃棄物 適正管理能力検定

公式テキスト 第4版

一般社団法人企業環境リスク解決機構 著
B5判・192頁 定価3,300円(本体3,000円+税10%)

- 産業廃棄物の排出事業者の必須知識を網羅的、体系的に取得できる。
- 事例、書式・書面の具体例を盛り込み、実務に直結した内容を学習できる。
- 「廃棄物担当者のバイブル」として公式テキストの域を超えて好評を得ている1冊!

2019年4月現在の法令を反映した最新版!



産業廃棄物適正管理能力検定について

産廃リスクから企業を守るため、担当者に必要な力量を!
「産業廃棄物適正管理能力検定」が環境省「人材認定等事業」に登録されました!

ISO14001:2015「7.2 力量」に対応! 全行政区の約3割*が定める「産業廃棄物管理責任者」に最適!

東京都、静岡県、大阪府など、現在33行政区*で選任を義務付けられている「産業廃棄物管理責任者」に対する取り組みの1つとしても採用頂けます。 ※2019.11 ユニバース調べ

産業廃棄物適正管理能力検定は、産業廃棄物を排出する企業の担当者を対象に、産業廃棄物を管理する上で必須の知識を問う検定試験です。日本で事業を営む企業であれば必ず排出している産業廃棄物。その管理には廃棄物処理法をはじめとする複雑な法規制がかけられており、正しい知識がなければ容易に法律違反を犯してしまいます。廃棄物処理法をはじめ、各種リサイクル法や特措法など、産業廃棄物を排出する企業の「担当者が実務を行う上で知っておかなければならない知識」を、検定試験という形でまとめ上げました。本検定の受験を通じて、産業廃棄物の実務を適正に行うための基礎知識を体系的に学ぶことができるとともに、その習得度を客観的に測定することができます。

詳細は 産廃 検定 検索



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 廃棄物処理法を知る

1. 廃棄物処理法の目的と改正の背景
2. 産業廃棄物の排出状況の実態
3. 廃棄物処理に関わる立場と責務
4. 排出事業者とは
5. 廃棄物とは
6. 知っておくべき廃棄物に関する用語

第2章 廃棄物に関するリスク

1. 法令違反に対する厳しい罰則規定
2. 処理委託後の不適正処理
3. 不適正処理に対する自治体の対応
4. 罰則だけが企業リスクじゃない

第3章 産業廃棄物の委託基準

1. 委託基準①「許可証」
2. 委託基準②「委託契約」
3. 委託時のルール「マニフェスト制度」
4. 処理委託において重要な定め
5. 許可のような特別な認定など

第4章 廃棄物の処理基準

1. 保管における基準
2. 収集運搬における基準
3. 処分の方法や基準
4. 特別な基準を要する廃棄物

第5章 廃棄物処理法で扱う廃棄物以外の規定と廃棄物処理法以外の規制や法令

1. 廃棄物処理法で扱う廃棄物以外の規定
2. 廃棄物の規制は法律だけではない
3. 環境関連法令の全体像
4. 個別のリサイクル関連法令
5. その他注意を要する法律
6. 災害廃棄物に関する対応

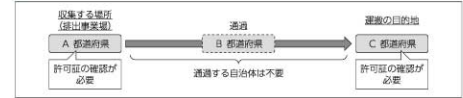
収集運搬は引渡し場所と目的地の2ヶ所の許可を確認

1-4 収集運搬を委託する際に注意すること

重要度
★★★

収集運搬業の許可証は、産業廃棄物を収集する場所（排出事業場）と運搬の目的地（処分施設等）の許可証を確認します。収集する場所と運搬の目的地が同一自治体であれば、確認する許可証は1枚でよいですが、都道府県又は政令市をまたいで運搬する場合、確認する許可証は2枚となります。

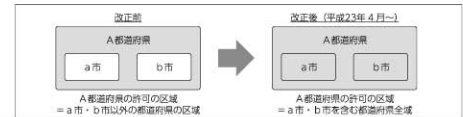
■ 図表3-7 確認すべき収集運搬業の許可



収集運搬業の許可について、平成22年の改正で合理化が図られました。処理業の許可に関して管轄する自治体は都道府県と廃棄物処理法が定める政令市であり、その数は改正当時で109自治体、現在は126自治体（平成31年4月現在）あります。そのため、収集運搬業者は全国で収集運搬業を行うと考えると100以上の自治体から許可を受けなければなりません。

平成22年改正により、原則として収集運搬業の許可については、都道府県の許可を受けることで、その区域内の政令市でも収集運搬が可能となりました（施行令第27条第1項第5号）。この合理化により、現在では全国で収集運搬業を行うとすると、47都道府県で許可を受ければよいことになりました。ただし、政令市内での積替保管を含む許可については、その保管施設のある政令市の収集運搬業許可が必要とされます。

■ 図表3-8 合理化前後のイメージ



COLUMN.17 誤解が違反につながる専ら物と有価物の違い

専ら物とは、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物」の略称です。産業廃棄物の管理において、専ら物だから委託契約書は不要である、専ら物是有価物であるなどと誤解されることがあります。専ら物は特定の条件を満たすとマニフェストや業許可が必要になるといった特別がありますが、専ら物と有価物との判断を誤れば委託基準違反などの法令違反になる可能性があります。そのため、専ら物を扱う際には正しい理解が必要です。

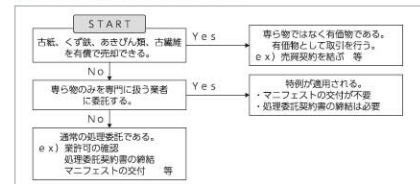
専ら物に関する誤解①「専ら物是有価物である」

専ら物は、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物」の略称です。つまり、**専ら物是有価物ではなく廃棄物**です。専ら物として環境省から示された4品目は、有償で売却されることが一般的ですが、その排出状況等によっては売却することができず、廃棄物（専ら物）として扱われることがあります。そのため、有価物の取引として廃棄物処理法の対象外であることと、専ら物の引渡しとして廃棄物処理法の特別であることを混同してしまうことがあるようです。

専ら物に関する誤解②「専ら物の委託には産業廃棄物処理委託契約書は不要である」

専ら物を専門に扱う業者（専ら業者）は業許可が不要であり、専ら物を専ら業者に委託する場合はマニフェストの交付が不要となります。その他の委託基準は他の産業廃棄物の委託基準と同じであり、**処理委託契約書の締結は必要**です。また、マニフェストが不要となる条件は専ら物を専ら業者に委託する場合のみです。法令では「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者」への特別とされています。専ら物を通常の処理業者を持つ業者に委託する場合はこれらの特別は適用されない点にも注意が必要です。一般的に、専ら物の特例を利用する状況は少ないと言えます。

■ 図表3-36 専ら物4品目の取扱いフローチャート



詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）

産業廃棄物適正管理能力検定 公式テキスト 第4版

●定価3,300円（本体3,000円＋税10%） [コード066654]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所

機関名 _____ 部署名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ㊟ E-mail _____ @ _____

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印